

白岡市税条例及び白岡市都市計画税条例の一部を改正する条例の概要

1 改正の理由

情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行等に伴い、白岡市税条例及び白岡市都市計画税条例の一部を改正するものである。

2 改正の概要

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の引用条項の改正に伴い、所要の文言整理を行う。

3 施行期日

令和7年4月1日